

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成29年6月29日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

山西正泰 教育長

高橋豊彦 委員

朝倉由美子 委員

豊橋市教育委員会

平成 29 年 6 月 29 日（木）午後 3 時 00 分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

山 西 正 泰 教育長、高 橋 豊 彦 委 員、朝 倉 由美子 委 員、
芳 賀 亜希子 委 員、渡 辺 嘉 郎 委 員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

加 藤 喜 康 教 育 部 長

駒 木 正 清 教 育 監

山 本 誠 二 教 育 政 策 課 長

木 下 智 弘 学 校 教 育 課 長

小 田 恵 司 保 健 給 食 課 長

村 田 直 広 生 涯 学 習 課 長

伊 藤 孝 良 図 書 館 長

三 世 善 徳 美 術 博 物 館 副 館 長

加 藤 晴 康 科 学 教 育 セ ン タ ー 事 務 長

議 事 日 程

5月定例会会議録の承認

1 協議事項

- (1) 平成29年度豊橋市教育課題検討会議の議題案について

2 報告事項

- (1) 学校給食費の徴収について
- (2) 平成29年6月市議会定例会における一般質問等について
- (3) 豊橋市未来応援奨学金について（非公開）
- (4) 平成29年度豊橋市教育、体育、文化表彰について（非公開）

3 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から豊橋市教育委員会 6 月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第 23 条により、私から指名させていただきます。

今回は、高橋委員と朝倉委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めて参りたいと思います。

「5 月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、質問がありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第 1 協議事項」に移りたいと思います。協議事項(1)「平成 29 年度豊橋市教育課題検討会議の議題案について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 協議事項(1)について説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

豊橋版コミュニティスクールの在り方について議題としたいとのことですが、地域で子どもを育てるにはどうしたらいいか、という事が主題ということでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

コミュニティスクールにおける学校経営のビジョンは、学校が中心となって作っていきますが、学校運営協議会の委員は、その経営ビジョンに対して意見を伝えることができます。そうすることにより、学校の独りよがりにならずに、地域の声をしっかりとした組織体として伝えることができます。地域と学校が一体となって学校経営をしていく、その在り方について議論していきたい、ということです。

(高橋委員)

学校運営協議会制度について、学校評議員制度とはどのように異なるのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

実態としては、限りなく近いものであると認識しています。これまで豊橋市教育委員会が、学校運営協議会制度の導入を見送り続けていたのは、教職員の任命に関する部分が必要化されており、地域の声が教職員の人事にまで反映されることに対する抵抗感があったのですが、今般の法改正により教育委員会が規則で定めた場合のみ、教職員の人事に関する権限を持たせることができる、といった緩和が行われました。これにより、学校運営協議会で、どのようなことができるのか、ということを整理する良いきっかけになるのではないかと考えています。

(高橋委員)

コミュニティスクールの条件が緩和されたこのタイミングで、学校運営協議会の在り方を議論していきたい、ということでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

全体のイメージとしては、その通りです。学校評議員制度が充実し、学校運営協議会としてきちんと制度化されるような議論をしていきたい、ということです。

(高橋委員)

具体的には、現在の学校評議員のメンバーが、そのまま学校運営協議会にスライドするというのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

そうなることも考えられます。ただ、今回改正された内容で、代表例として、地域教育ボランティアのような方にも学校運営協議会に入ってもらいたい、というようなガイドラインも出ております。現在の学校評議員については、同窓会長やPTA会長、自治会長等が中心となっているかと思われませんが、日頃から地域で学校を支えてくれているような方にも入ってもらいたい、という考え方です。

(高橋委員)

いままでとは違うスタイルのものができると良いですね。

(渡辺委員)

教育課題検討会議の委員はどのような方に委嘱するのですか。

(事務局回答)・教育政策課長

これから検討をしていきますが、前回の教育課題検討会議の委員さんの中に、コミュニティスクールについて精通している方がいますので、そういった方を軸に考えていければ、と思っています。

(渡辺委員)

教育課題検討会議の委員の任期は1年でしょうか。

(事務局回答)・教育部長

会議の期間をどのように設定するかによります。1年ならば1年、2年であれば2年となります。

(事務局回答)・教育政策課長

これまでも、PTAの代表者や、自治連合会の代表の方にも委員になっていただいております。後は、小中学校の校長会の代表者も委員となっていただく予定です。

(渡辺委員)

わかりました。フランクに議論ができる方がいると良いと思います。

(教育長)

今回の教育課題検討会議は、1年で議論するということが良いですか。

(事務局回答)・教育政策課長

そのように考えています。

(高橋委員)

せっかくの良い機会ですので、学校評議員を学校運営協議会に単純に置き換えるだけではなく、学校評議員制度で今まで上手くいっていなかった部分があれば、それらが改善できるような建設的な議論ができると良いのではないのでしょうか。

(事務局回答)・教育部長

そうですね。法改正が行われたから変える、というだけではなく、こう変えていきたい、といったようなビジョンを持っておこなうてはいけないと考えています。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(教育長)

他にないようですので、ただ今協議いただいた事項を、今年度の教育課題検討会議の場でしっかりと議論していただきたいと思います。

(教育長)

次に「日程第2 報告事項」に移りたいと思います。報告事項(1)「学校給食費の徴収について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項(1)について説明

(教育長)

ただ今の報告についてご意見、ご質問などはありませんか。

(高橋委員)

給食管理システムを導入することで、何がどのように変わるのでしょうか。

(事務局回答)・保健給食課長

学校が担っている事務的な部分を簡素化することができます。具体的には、給食の食数管理は学校が集計し、調理場へ報告しているのですが、その方法は、紙やFAX等の原始的な方法です。システム化により、パソコン上での入力で調理場への報告ができ、金融機関へもデータを送ることができるようになります。それにより、未納給食費の徴収に関しても、保健給食課と連携が取れるようになりますので、徴収業務を学校から切り離して、一括して保健給食課で行えるようになります。

(高橋委員)

今までは給食費の徴収という債権管理業務が、非常にアナログで、債権額の確定が曖昧なところがあったという認識でよろしいでしょうか。

(事務局回答)・保健給食課長

その通りです。

(渡辺委員)

給食費の支払方法は、口座振替になっているのでしょうか。

(事務局回答)・保健給食課長

ほとんどは口座振替です。一部口座振替にしていない方もいます。

(高橋委員)

それぞれの学校が指定する金融機関で口座振替をしているのですよね。

(事務局回答)・保健給食課長

そうです。

(高橋委員)

生活保護を受けている場合、給食費は免除になるのですか。

(事務局回答)・保健給食課長

生活保護を受けている場合は、支払われた保護費の中から給食費を支払ってもらいます。未納者は少ないですが、ゼロではありません。

(教育長)

準要保護世帯で、就学援助を受けていれば、市から給食費を学校口座に振り込むことができますが、要保護世帯の場合、様々な費用が保護費として一括で支払われますので、その中から必ず給食費を払ってくれるかという、そうではない場合があるという問題があります。

(高橋委員)

そういった仕組みによる問題を1つずつ潰していかないと、未納の問題は解決していかないでしょう。

(朝倉委員)

初歩的なことですが、体調不良などで欠席をした場合の給食は、食数にカウントされるのでしょうか。

(事務局回答)・保健給食課長

2日前までに連絡があれば、給食を止めることができます。病気等による長期欠席や、不登校の場合は給食を止めています。急な欠席の場合は給食を止めることができませんので、その分の給食費は支払っていただきます。

(渡辺委員)

給食費は、前払いですか。後払いですか。

(事務局回答) ・保健給食課長

後払いです。その月に食べた食数により、翌月の支払いとなります。

(事務局発言) ・教育部長

給食管理システムについては、何年も予算要求をしています。給食費の徴収を市で行うと滞納額が増えたり、徴収に係る人員増により人件費が増加したりする等の理由で、これまで予算化には至っていませんが、教員の多忙化解消対策の一環として、取り入れていければと考えています。

(渡辺委員)

学校の教職員に滞納整理をさせるのは良くないですからね。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

なければ、次に移りたいと思います。報告事項(2)「平成29年度市議会定例会における一般質問等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 報告事項(2)について説明

(教育長)

ただ今の報告についてご意見、ご質問などはありませんか。

(渡辺委員)

中学校の冷水器に関する答弁があり、ほとんどの中学校に設置されているとのことですが、小学校には冷水器は設置しないのでしょうか。

(事務局回答) ・教育政策課長

まず、冷水器については、市として設置をしてきたものではなく、寄附によるものです。小中学校のどちらでも、子ども達は水筒を学校に持ってきますが、中学校は小学校と比較して在校時間が長く、部活動についても盛んに行われる傾向にあることから、水筒だけでは足りないため、設置が進められてきたと認識しています。

(渡辺委員)

水道の水が飲めないという状況をどうにかしないといけないのではないのでしょうか。

(高橋委員)

学校では、水道の水を飲まないように、といった指導をしているのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

トイレや校舎内の手洗い場など、受水槽に取り込んである水を使用している部分については、飲まないように指導がされていますが、水道管から直接引き込んである場合については、一般の家庭と同じ状況ですので、飲むことができます。

(教育長)

学校は、水を飲むことができる水道を子ども達に示していると思います。

(芳賀委員)

冷水器の水を飲んではいけないとしている学校がなかったでしょうか。

(教育長)

一時期、衛生的な問題で使用を禁止したことがあったかと思います。

(事務局回答)・教育部長

清掃や点検など、決められた工程を守って使用していれば問題はありません。

(渡辺委員)

冷水器の運営コストはP T A費から出しているのでしょうか。

(事務局回答)・教育部長

学校に配当された市の予算の中でやりくりしていると思います。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

(渡辺委員)

小中学校の屋外運動場の水はけについての答弁がありましたが、実際に水はけが悪い学校があるのでしょうか。

(事務局回答)・教育部長

はい。市内に数校あります。

(渡辺委員)

水はけの状況について、改善をしていくことは難しいのでしょうか。

(事務局回答)・教育政策課長

国へは補助金の要望を出していますので、補助が付けば可能です。

(高橋委員)

LGBTについての答弁がありました。これは今後総合教育会議でも話題になっていくと思われる案件です。LGBTの方が抱える状況は複雑で、教育に限ったことではないと思いますが、何かしらの相談ができる環境を整えていくことが必要ではないかと感じました。

(渡辺委員)

エアコン設置についての陳情がありましたが、どのような状況になったら設置する、といったような目安あるのでしょうか。他市の状況、例えば名古屋市はどうですか。

(事務局回答)・教育部長

名古屋市は全ての教室に設置しました。また、豊川市は今年度から3年計画で設置していきます。

(教育長)

エアコンが教室に完備されると、夏の暑い時期でも子ども達は学校で勉強をすることができるのではないか、という風潮になり、その結果として夏休みが短くなっていくという流れが他市で見られます。子どもの事を考えると、その流れが必ずしも良いこととは言えません。

(渡辺委員)

ただ、エアコンの設置についてはそう遠くない将来考えていかななくてはならない問題だと思います。

(事務局発言)・教育部長

確かに、中核市の中でも、4割から5割は普通教室にエアコンが設置されています。豊橋市は各教室に4台ずつ扇風機を設置し、それにより状況は設置前と比較すれば、随分良くなっていると思います。

(渡辺委員)

一気に設置するのは無理なので、少しずつでもエアコンの設置をすすめていかななくてはいけないと思います。

(事務局回答)・教育部長

試算では、全ての普通教室にエアコンを設置すると、30億程度の費用がかかります。国の補助金なしでは設置は難しいのが現状です。

(教育長)

他にご意見、ご質問はありませんか。

なければ、次に移ります。報告事項(3)「豊橋市未来応援奨学金について」及び、報告事項(4)「平成29年度豊橋市教育、体育、文化表彰について」ですが、これらの案件は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議もありませんので、非公開で行います。それでは、報告事項(3)「豊橋市未来応援奨学金について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

次に、報告事項(4)「平成29年度豊橋市教育、体育、文化表彰について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

次に、「日程第3 定例会の日程等について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 日程について説明

(教育長)

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後 4 時 20 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員